

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 規約制定方法細則

(目的)

第1条 本細則は、定款に従った本学会の運営を行うため、学会および学会員が従う定めについて規定する。

2 前項の目的のために制定した文書を「規約」と称し、その総称を「規約類」とする。

(体系)

第2条 本学会の有する規約類は、以下の体系に整備する。

(1) 定款

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定される本学会の基本法則。

(2) 規則

定款の下に定められる規約。新規制定、改訂をする際に、代議員会での承認が必要。

(3) 細則

定款、規則の下に定められる規約。新規制定、改訂、廃止をする際に、理事会での承認が必要。

(4) 内規

定款、規則、細則の下に定められる規約。新規制定、改訂、廃止をする際に、各種委員会での承認が必要。

(規約の構成)

第3条 規約の基本構成は以下の通りとする。

1) 題名

2) 制定文 (任意)

3) 目次 (任意)

4) 前文 (任意)

5) 本則

6) 附則

7) 別表等 (任意)

8) 別記様式等 (任意)

2. 本則、附則の項目立ては「条」を原則とし、条文の多い場合は「条」の上に「章」を設ける。

3. 「条」の中に複数文があり項目をなす場合は、2項目より番号を振る(2、3、4)。

4. 附則の第1条は、施行日に関する内容とする。

5. 該当する規約の制定、改定に伴って廃止する規約がある場合は、附則の中に記す。

6. 改訂の方法および改訂を行う機関について、本則、もしくは附則の中に明記する。

(規約の新規制定、改訂の方法)

第4条 規約の新規制定、改訂にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議を必要とする。

2. 前項の提案にあたっては、以下の書類の提出を必要とする。

1) 第3条に規定した様式に則った提案規約

2) 制定、改訂の必要性を説明する文章

- 3) 改訂の場合は、新旧の対照表
- 4) 定款、規則に関しては、会員に通知する文章案

第5条 定款の改訂は、関係する委員会での審議、理事会での審議を経て、社員総会に提案され、審議、決定の手順を必要とする。

2. 前項の審議の過程において、規約委員会において規約体系における確認作業を行う。
3. 第1項の社員総会への提案内容は、社員総会招集時の議題提示時に提示する。
4. 第3項における社員への提示のため、第1項における理事会の初回審議は、社員総会より1か月以上前に行うことを基本とする。

第6条 規則の新規制定にあたっては、関係する委員会審議後、理事会での審議を経て、社員総会に提案され、審議、決定の手順を必要とする。

2. 前項の新規制定にあたって、理事会において概要が定まった後、規約委員会での審議、確認をした後、理事会での最終確認を行う。
3. 第2項における規約委員会後の理事会での確認作業は、インターネット上での審議を可能とする。
4. 第2項、第3項における作業を行うため、第1項における理事会の初回審議は、社員総会より1か月以上前に行うことを基本とする。

第7条 規則の改訂にあたっては、第6条の手続きに準ずることとする。

2. 規則の改訂が軽微な場合は、理事会の承認により、第6条第2項の規約委員会における審議を省略することができる。

第8条 細則の新規制定、改訂は、関係する委員会での審議を経て、理事会に提案され、審議、決定の手順を必要とする。

2. 前項の審議の過程において、関係する委員会の責任において規約体系における確認作業を行う。
3. 前項の審議の過程に於いて、関係する委員会からの申し出があれば必要に応じて規約委員会においても規約体系における確認作業を行う。
4. 確定した細則の管理は、規約委員会で行う。

第9条 内規の新規制定、改訂は、関係する委員会での審議を経て、決定する。

2. 前項の審議の過程に於いて、関係する委員会からの申し出があれば必要に応じて規約委員会において規約体系における確認作業を行う。
3. 確定した内規の管理は、関係する委員会で行う。

(規約の廃止の方法)

第10条 規約の廃止にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議により、承認機関の審議を経て決定する。

(改廃)

第11条 本細則の改廃は、規約委員会の全委員の三分の二以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第12条 本細則に定めるほか、学会の運営に関係する重要な規約類は、理事会において定め、学会ホームページで公表する。

附 則

1. 本細則は、2014年11月18日より施行する。

2024年10月23日改訂(第5条、第6条、第8条、第9条、附則、別表の削除)